

# 宇治市要保護児童対策地域協議会 平成 27 年度第 2 回代表者会議 議事要旨

<日 時> 平成 28 年 3 月 28 日 (月) 10:00~12:00

<場 所> うじ安心館 3階 ホール

<出席者> (委員:20 人出席/26 人中)

中田会長、吉田委員、奥西委員、作田委員、三上委員、池本委員、内田委員、弓指委員、今西委員、久世谷委員、篠原委員、西川委員、後藤委員、迫委員、木村委員、大槻委員、鎌田委員、中田委員、富治林委員、佐藤委員

(事務局)

福祉子ども部 遠坂福祉子ども部副部長兼子ども福祉課長、山本子ども福祉課主幹、西村子ども福祉課主幹、三品子ども福祉課子育て企画係長

(傍聴者) 0 人

<会議内容>

## 1 開会

- ・「宇治市要保護児童対策地域協議会の会議の公開に関する要項」に基づいて、公開で会議を進めていくことを確認。
- ・事務局より、配布資料の確認。

## 2 議題

### 1) 宇治市の取り組み状況について

- ・事務局より、資料 1「宇治市報告資料」に基づき、説明が行われた。

### 2) 京都府の取り組み状況について

- ・京都府宇治児童相談所より、資料 2「京都府報告資料」に基づき、説明が行われた。

### 【質疑応答の概要】

○児童虐待の相談対応件数が増加しているが、深刻なケースがどれくらいあるのか。

→市で特に心配なケースは現在数件ほどであり、乳幼児を持つ家庭は特に注意を要するため、母子保健部門をはじめとした関係機関等と連携しながら、対応している。

また、対応件数は増加しているが、関係機関等からの情報提供によるものが多くを占めており、児童虐待の未然防止や早期発見にもつながっていると前向きに捉えている。

○母子保健と子育て支援についての市の担当部局が分かれている。妊娠期からの継続した家庭への支援が必要であり、これらを統括するような体制について、外部からの意見も取り入れ

ながら検討をしてほしい。

→妊娠期からの継続した家庭への支援が必要であることから、母子保健施策が児童虐待の発生予防に有効であると考えている。その中で、市としても児童福祉法等の改正の趣旨を踏まえた検討が必要であると考えている。

### 3) 「児童の居住実態の把握」の取り組み状況について

・事務局より、資料3「児童の居住実態の把握」の取り組み状況について」に基づき、説明が行われた。

#### 【質疑応答の概要】

○「居住実態が把握できない児童」に関する調査について教えてほしい。

→6月1日現在で該当する児童の有無を調査する全国調査であり、該当の児童がいた場合は、資料3の事例のような対応を行い児童を現認するという事になっている。

→京都府下では10名程度該当する児童が出てきたが、その後の調査の結果、最終的に把握できなかった児童は0名であった。

また、児童の安全確認や安全確保のための児童相談所の手続きについては、これまで時間を要していたが、法改正で若干見直される予定である。

○児童の現認について、学校等の所属機関ではどのような対応をしているのか。

→不登校で学校に来ていない児童がいる場合は、必ず家庭とつながりを持ち、実際に子どもの顔を見ることにしているが、それが難しい場合は教育委員会や児童相談所等の関係機関と連携しながら対応を行っている。

→幼稚園では、園児の送迎の際に親子の様子を確認することができる。

支援が必要な家庭と行政の間に入ってサポートをする機関があればよいと考えている。

○所属がない児童についてはどのような把握を行っているのか。

→個別に地域子育て支援基幹センターの相談等で関わるほか、市の乳幼児健診や予防接種、乳幼児相談等の母子保健部門で把握することになる。また、それに加えて児童手当や児童扶養手当等の申請の有無についても確認をしている。

#### 【その他意見の概要】

○宇治市社会福祉協議会が実施している「中学生と赤ちゃんのふれあい交流」は、実際に自分たちが親になる前に子どもを育てる思いを知ることができ、次世代育成や児童虐待の未然防止につながる事業である。

○児童虐待等について、子ども自身が先生等の大人に相談する際に言いにくい内容もあると思われる。その前の段階で、もっと身近に相談しやすい機関があればよいと考えている。

○相談対応件数は増加し続けているが、平成27年度については過去と比較すると伸び方が緩やかになってきている。

○手続きについて聞くために市役所に行ったが、結局よく分からずに帰ってくるケースがあるようだ。そのような対応はないようにしてほしい。

- 市役所は窓口が複数あるため、なかなか1か所で手続きが完了しない。ワンストップで対応できる窓口が必要である。
- 周りに関わりを持たない、持とうとしない保護者は多い。周りをつながっていないと何か問題があったときに支援をしようにもできないことがある。
- 子どもの安全確保のために、行政にはもっと強制力があってもよいと思うことがある。
- 警察に子どもの泣き声や夫婦喧嘩等の通報があった場合は、現場で子どもの身体に虐待の痕がないかを必ず確認している。
- 弁護士会では、子ども自身や家族等が相談できる「子どもの権利 110 番」を設置しており、その中で児童虐待に関する相談も受けているが、子ども自身からの相談はほとんどない。今回の児童福祉法等の改正で児童相談所に弁護士が配置されることになるので、今後は児童虐待に関してもっと具体的な取り組みができるのではないかと考えている。
- 幼稚園での保護者同士のつながりはあるが、未就園の家庭であれば周りをつなげる場所は少ない。子育て家庭が集うことができたり、相談できる場所を地域に作ってもらえればこちらからも声をかけることができると考えている。
- 子どもがいれば必ず病院には行くため、健康保険を全く利用していないということが確認できれば、心配な家庭を見つけることができるのではないかと考えている。

### 3 その他報告事項

- ・事務連絡。

### 4 閉会